

ID: 708

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	生産緑地内の原状回復命令等		
<b>法令名 根拠条項</b>	生産緑地法 第9条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和49年法律第68号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条第1項の規定による。                  (原状回復命令等)</p> <p>第9条 市町村長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日